QR コード

AI 生成コンテンツは誤りを含む可能性があります。QR コード

AI 生成コンテンツは誤りを含む可能性があります。意見提出用紙

インターネットでの

提出が手軽で簡単です。

リンク先はこちら　⇒

18歳未満

18歳以上

前橋市こども未来部こども政策課　あて

**前橋市こども基本条例の素案に関する意見について**

募集期間　令和７年７月１５日（火）から令和７年８月２９日（金）まで

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住　所 |  | 氏　名 |  | |
| 年齢区分 | １８歳未満　　　・　　１８歳以上 | | | ←該当区分に〇を  　つけてください。 |
| 提出区分 | 市内に**（在住・在勤・在学）・**その他（　　　　　　　　　） | | |

※年齢区分について、区分ごとの意見数を数えるために、お聞きするものです。

意見反映に影響するものではありません。

※上記の内容（住所・氏名等）は、公表しません。

意　見　記　載　欄

|  |
| --- |
|  |

提出方法については裏面をご覧下さい。

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、郵送以外は令和７年８月２９日（金）必着となりますので、ご注意願います。

**■提出方法**

（１） **電子申請（Logoフォーム）**

下記のいずれかからアクセスしてください。

QR コード

AI 生成コンテンツは誤りを含む可能性があります。

* １８歳**未満**の方　→　　　　　　<https://logoform.jp/f/TXEuT>

**QR コード

AI 生成コンテンツは誤りを含む可能性があります。**

* １８歳**以上**の方　→　　　　　　<https://logoform.jp/f/opRvr>

（２） **郵送　（令和７年８月２９日（金）　当日消印有効）**

〒３７１－００１４　前橋市朝日町三丁目３６番１７号

前橋市保健センター２階　こども政策課　宛

（３） **FAX**

０２７－２４３－６４７４

（４） **メール**

kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp

（５） **持参**

下記の窓口に直接ご提出ください。

　　　　　・前橋市保健センター（２階こども政策課）

　　　　　・市庁舎（２階情報公開コーナー）

　　　　　・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター

**■注意事項**

* 意見を提出できる方は、次のとおりです。

・本市に在住又は勤務先がある人

・本市の学校に在学する人

・パブリックコメント手続にかかる事案に利害関係を有するもの

例：本市で社会的活動（ボランティアやNPO等）や経済的活動（事業等）を営んでいる個人や法人その他団体など

* 提出の際は、住所・氏名等を必ず記入してください。

住所・氏名等の記入がない意見書、要件に該当しない方からの意見書については、参考意見（市が考え方をまとめない意見）とさせていただきます。

* 個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承願います。

**■お問い合せ先**

前橋市　こども未来部 こども政策課　　　電話　０２７－２１２－０８８３